

概要版

平成 25 年度
包括外部監査結果報告書

概要版

「過年度の包括外部監査に対する措置状況について」

平成 26 年 3 月

熊本県包括外部監査人

星野誠之

目 次

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
III. 特定の事件を選定した理由	1
IV. 監査対象年度及び対象部局	1
V. 外部監査の着眼点	2
1. 包括外部監査制度をとりまく熊本県の協力体制について	2
2. 過年度における各部局の対応状況	2
VI. 主な監査手続	3
VII. 監査実施期間	3
VIII. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格	3
IX. 利害関係	3
第2章 熊本県における包括外部監査制度の概要	4
I. 包括外部監査制度の概要	4
1. 外部監査の目的	4
II. 熊本県における包括外部監査の概要	4
1. 包括外部監査の年間スケジュール	4
III. 過年度における熊本県の包括外部監査のテーマ	6
第3章 外部監査の結果及び意見（総論）	8
I. 今後の改善	8
1. 規定、マニュアル等の整備状況について	8
2. 担当者間の引継ぎについて	8
3. 包括外部監査を受検する際の姿勢について	9
4. 包括外部監査人による措置状況に対するフォローの必要性について	9
第5章 外部監査の結果及び意見（各論）	11
I. フォロー監査の対象とした指摘事項	11
II. 監査の結果と意見	11

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定による包括外部監査

II. 選定した特定の事件

過年度の包括外部監査に対する措置状況について

III. 特定の事件を選定した理由

包括外部監査制度は、外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めることを趣旨として、平成9年の地方自治法の改正により施行（平成10年10月1日施行）された。その監査は、「財務に関する事務の執行」と「経営に係る事業の管理」に主な視点がある。

熊本県も平成11年度より同制度を導入しており、平成25年度で15年目を迎えている。毎年外部監査人から出される監査結果に対して、熊本県は関係部局に対して措置を求め、その状況を熊本県のホームページにおいて公開している。

同制度は15年目を迎えたが、過去その措置状況について包括外部監査人として顧みることがなかった。監査人の出した監査結果に対して、熊本県側が適切な対応をとっているのか顧みることが、同制度による地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を得るとともに、今後の包括外部監査のありかたを検討するうえでも有用であると判断したことから、当該テーマを選定した。

当該監査を実施するにあたっては、直近5年間（平成24年度は措置途中であることから、平成23年度以前5年間を選定）の措置状況について、その内容、対応としての適切性、適時性等を監査の視点とするとともに、合わせて熊本県の包括外部監査に対する協力体制等、包括外部監査を有効かつ効率的に実施するために必要な体制がとられているかについても監査を実施する。

IV. 監査対象年度及び対象部局

部	課	指摘数	一覧表番号
企画振興部	文化企画課	20	平成20年度：28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43 平成23年度：100、101、102、103
	交通政策課	6	平成20年度：44、45、46、47、48、49
健康福祉部	健康福祉政策課	1	平成20年度：50
	障がい者支援課	3	平成20年度：51、52 平成21年度：54
環境生活部	環境立県推進課	1	平成23年度：104
	自然保護課	4	平成23年度：105、106、107、108

商工観光 労働部	商工振興金融課	5	平成 21 年度 : 55 平成 22 年度 : 72、73、74、75
	労働雇用課	1	平成 21 年度 : 56
	産業人材育成課	2	平成 19 年度 : 5、6
	産業支援課	21	平成 22 年度 : 76、77、78、79、80、81、82、 83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、 96、97、98、99
	エネルギー政策課	2	平成 22 年度 : 93、94
	企業立地課	1	平成 22 年度 : 95
	くまもとブランド推進課	8	平成 19 年度 : 1、2、3、4 平成 23 年度 : 109、110、111、112
農林水産部	団体支援課	4	平成 21 年度 : 57、58、59、60
	農村計画課	1	平成 21 年度 : 61
	漁港漁場整備課	5	平成 21 年度 : 62、63 平成 23 年度 : 113、114、115
土木部	都市計画課	3	平成 20 年度 : 53 平成 23 年度 : 117、118
	下水環境課	5	平成 23 年度 : 119、120、121、122、123
	河川課	1	平成 21 年度 : 64
	港湾課	1	平成 23 年度 : 116
	住宅課	7	平成 21 年度 : 65、66、67、68、69、70 平成 23 年度 : 124
教育委員会 事務局	体育保健課	7	平成 19 年度 : 7、8、9、10 平成 23 年度 : 130、131、132
	文化課	10	平成 19 年度 : 11、12、13、14、15、16 平成 23 年度 : 126、127、128、129
	社会教育課	11	平成 19 年度 : 17、18、19、20、21、22、23、 24、25、26 平成 23 年度 : 125
	高校教育課	1	平成 21 年度 : 71
警察本部	会計課	1	平成 19 年度 : 27
		132	

V. 外部監査の着眼点

1. 包括外部監査制度をとりまく熊本県の協力体制について

- ①担当部局の役割
- ②マニュアル等の存在
- ③包括外部監査の流れ
- ④包括外部監査の結果に対する対応

上記の視点について、熊本県における監査体制をヒアリングし、改善すべき点があれば指摘する。

2. 過年度における各部局の対応状況

平成 19 年度から平成 23 年度の 5 年間について、「指摘」（又は「改善」とされた事項について、その措置状況をヒアリングする。視点としては、措置の適時性、

指摘の理解度、措置内容の妥当性、十分性等を検証する。現在熊本県のホームページにより公開されている措置状況については、全て措置済みとはされているものの、その内容についてはレベルの差がある。よって、指摘事項の趣旨を理解し、十分な措置がなされているか慎重に判断する必要がある。

VI. 主な監査手続

- (1) 過年度の「包括外部監査の結果等に係る改善措置」を査閲し、措置状況を把握
- (2) 所管課に対するヒアリング
- (3) 措置状況を確認できる資料の検証
- (4) 他県の対応状況に対するアンケートの実施
- (5) 包括外部監査に関する法令、条例等の検討

VII. 監査実施期間

平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

VIII. 包括外部監査人及び補助者の氏名、資格

職 務	氏 名	資 格
包括外部監査人	星 野 誠 之	公認会計士
補 助 者	河喜多 保典	公認会計士
	吉 川 栄 一	公認会計士
	飯 村 光 敏	公認会計士
	入 江 佳 隆	公認会計士
	本 吉 幸 雄	公認会計士
	平 井 孝 道	公認会計士試験合格者

IX. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 本報告書の記載金額は、端数処理の関係で合計欄の金額と内訳の合計額が一致しない場合がある。

第2章 熊本県における包括外部監査制度の概要

I. 包括外部監査制度の概要

1. 外部監査の目的

外部監査制度は、外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することで、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性を強化し、地方公共団体の監督機能に対する住民の信頼を高めることを目的として、平成9年の地方自治法の改正により創設（平成10年10月1日施行）された制度である。

II. 熊本県における包括外部監査の概要

1. 包括外部監査の年間スケジュール

熊本県における包括外部監査の一年間のスケジュール及び担当課は概ね以下のようになっている。

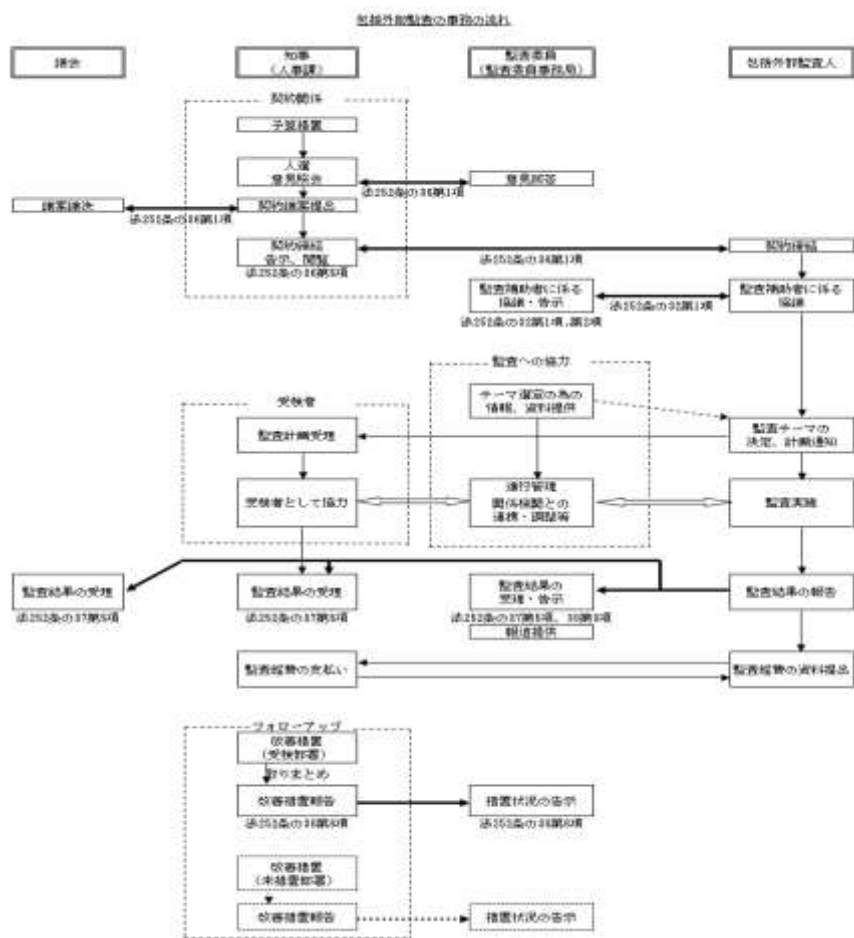
時期	業務内容	根拠条文	担当課	備考
12月～ 1月ごろ	契約意見照会	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
	契約意見回答	法 § 252 の 36①	監査委員事務局	
2月～ 3月ごろ	契約議案の提出・ 議決	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
4月	包括外部監査契約	法 § 252 の 36①	総務部人事課	
6月	補助者協議回答・ 告示	法 § 252 の 32②	監査委員事務局	
8月～ 翌年2月	外部監査人の監査 への協力	法 § 252 の 33①	監査対象団体	
	外部監査人の監査 への協力	法 § 252 の 33②	監査委員事務局	外部監査人の求めに応じて、監査事務に支障のない範囲で協力している。
翌年3月	監査結果の報告	法 § 252 の 37⑤	総務部人事課 監査委員事務局	総務部人事課が日程調整のうえ、外部監査人が直接知事、監査委員に提出し、県議会他関係部局等に対しては監査委員事務局が代理で提出している。
翌年3月 下旬	監査結果公表	法 § 252 の 38③	監査委員事務局	熊本県のホームページにおいて公表している。

概要版

翌年 3月 下旬	監査結果報告に対する意見	法 § 252 の 38④	監査委員事務局	外部監査人の報告書に対する監査委員独自の意見を述べる権利であり、必要に応じて実施。
翌年 4月	措置状況の照会	—	監査委員事務局	報告書の提出を受けた次年度の4月に、関係部局に措置状況を報告するよう任意で照会している。
翌年 7月 ～9月	措置状況の公表	法 § 252 の 38⑥	監査委員事務局	報告を受けた措置について、熊本県のホームページにおいて公表している。

注1：上記表中の「法 §」は地方自治法上の条文番号を示している。

注2：措置状況の公表については、指摘又は意見を付された所管課から措置内容の報告を受け次第公表することとなっており、上記措置状況の公表の時期はあくまでも目安であり、必ずしも上記の時期に公表されるわけではない。



(総務部人事課作成フローチャート図より)

Ⅲ. 過年度における熊本県の包括外部監査のテーマ

上述のような包括外部監査制度に基づいて、熊本県においても平成 11 年度より包括外部監査制度が導入されており、平成 25 年度で 15 年目を迎えた。

過去においては、5名の公認会計士が包括外部監査人に就任し、合計 23 のテーマを選定し、監査を行ってきている。

年度	テーマ	包括外部監査人
平成 11 年度	県の財産及び県債の管理状況について	公認会計士 石見 敏行
平成 12 年度	貸付金の運用と管理状況について	
	特別会計としての病院事業について	
平成 13 年度	土地建物の運用と管理状況について(但し行政財産を除く)	公認会計士 石見 敏行
	財政援助団体に対する監査 (財団法人グランメッセ、財団法人熊本テルサ)	
平成 14 年度	補助金の監査	公認会計士 千歳 睦男
	公社及び財政援助団体に対する監査 (熊本県道路公社、財団法人熊本県雇用環境整備協会)	
平成 15 年度	業務委託契約の監査	
	公社及び財政援助団体に対する監査 (豊肥本線高速鉄道保有株式会社、熊本県林業公社、熊本県農業信用基金協会)	
平成 16 年度	熊本県賦課徴収事務に対する監査	
	熊本県住宅供給公社に対する監査	
平成 17 年度	(1) 旅費	公認会計士 山元 修一
	(2) 使用料及び手数料の徴収事務	
	(3) 熊本県立大学に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
平成 18 年度	(1) 企業局	公認会計士 山元 修一
	(2) 財政援助団体 (社団法人熊本県畜産協会・財団法人くまもとテクノ産業財団)	
	(3) 人件費	
平成 19 年度	主要施設の管理運営について (委託契約及び施設の管理運営等に係る関連団体等を含む)	公認会計士 荒木 幸介
平成 20 年度	・出資団体等に対する監査 (1) 財団法人熊本県立劇場 (2) 天草エアライン株式会社	
	・基金の財務事務	
平成 21 年度	未収金に関する財務事務について	
平成 22 年度	商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	公認会計士 河喜多 保典
平成 23 年度	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について	
平成 24 年度	公有財産(土地建物)の管理と有効活用について	

分野別監査テーマ

	予算執行に関するもの				公の施設に関するもの	その他公有財産に関するもの	物品に関するもの	債権に関するもの	財政援助団体に関するもの		その他
	補助金に関するもの	委託料に関するもの	特別会計に関するもの	その他					公社に関するもの	その他	
平成11年度								●			
平成12年度			●					●			
平成13年度						●				●	
平成14年度	●								●	●	
平成15年度		●							●	●	
平成16年度									●		●
平成17年度				●							●
平成18年度				●						●	●
平成19年度					●						
平成20年度			●							●	
平成21年度								●			
平成22年度	●	●						●			
平成23年度					●						
平成24年度						●					
平成25年度											●

上記の区分は、総務省が包括外部監査に関して実施した調査の区分を参考としているが、熊本県の包括外部監査についてもほとんどのテーマを2回以上実施している。「物品管理に関するもの」については、直接のテーマとしては選定されていないものの、公の施設や財政援助団体の監査において物品の管理状況を監査しており、概ね全てのテーマを網羅しているものとする。

第3章 外部監査の結果及び意見（総論）

I. 今後の改善

1. 規定、マニュアル等の整備状況について

前述したとおり、熊本県においては包括外部監査に関する条例として「熊本県外部監査契約に基づく監査に関する条例」が存在する。また、監査委員事務局内では「熊本県監査委員包括外部監査関係事務処理要領」が制定されている。

しかし、受検側で共有されている実際の運用に関するマニュアルは存在しておらず、総務部人事課において作成された簡単なチャート図等が存在しているのみである。

毎年実施している作業については、慣習的に流れや分担ができていることから、特に支障は発生していないが、過去無かったような包括外部監査人からの作業依頼があった場合は、どの部署が補助するか等、作業の調整から必要となってくる。

また、包括外部監査人、監査委員事務局及び総務部人事課との間では年間スケジュールを作成し、これに基づいて作業管理を行っているが、所管課がスケジュールを十分把握していないケースが見受けられる。

【指摘】

包括外部監査に関してどのような作業をどこが分担するかについて、熊本県で共有されている具体的なマニュアルが存在しない。対応可能な部署が柔軟に対応するという面では好ましい点もあるが、「どの部署に依頼してよいのか」といった困惑する場面も発生する。また、受検する所管課側も包括外部監査の年間スケジュールを把握しておいた方が、作業が円滑に進むことから、大まかなスケジュールを所管課も把握しておくことが望ましい。

今後年間計画を含めた事務マニュアル等を整備することが望まれる。

2. 担当者間の引継ぎについて

包括外部監査報告書の熊本県に対する提出時期は、ここ数年3月下旬となっている。これは過去の経緯からこの時期になっているものと考えるが、包括外部監査報告書が提出された後、翌年度4月に入ってから監査委員事務局が指摘事項及び意見を一覧表にし、総務部人事課、教育委員会事務局教育政策課、警察本部会計課に措置の照会を行っている。

照会の時期が年度をまたぎ、4月に入ってなされることから、人事異動が発生した部局については、包括外部監査における監査人とのやりとりの経緯を把握していない職員が措置方針を検討するケースが発生しているようである。

このため、指摘の趣旨を十分理解しないまま措置方針を公表し、その後対応をとっていることから、十分な対応がとれていないケースが存在した。

知事部局（総務部人事課）においてはこのような事態が発生しないよう、できる限り3月中に大まかな措置方針を聴取するようにしているとのことである。しかし、

異動時の担当者間の引継ぎにおける連絡不足等も懸念される。

【指摘】

今後、監査人側としても包括外部監査報告書の提出時期をできるだけ早める努力をし、照会時期が年度を跨がないよう配慮する必要がある。しかし、状況により照会の時期が年度を跨ぐ可能性もあることから、担当者の異動が発生した場合は、包括外部監査における監査人とのやりとりや、措置方針の内容について十分引継ぎがなされるよう指導が望まれる。

3. 包括外部監査を受検する際の姿勢について

多くの部署は、初期のヒアリングにおいては実際の作業を担当している職員のみで包括外部監査に対応している。その後ヒアリングが進むうちに、指摘を受ける可能性が高くなった段階で上席者がヒアリングに同席するケースが多い。

指摘を受けた場合、その後監査委員事務局による監査においても改善状況の確認が行われ、長い間モニタリングを受けることとなるため、指摘を受けなくてすむように追加説明を行うためである。この場合当初担当者からヒアリングをした結果に基づいて報告書を作成していることから、追加説明により当初の説明が事実と異なることが判明すれば、報告書の大幅な修正が必要となり、不効率な作業が発生している。

【指摘】

できる限り初期のヒアリング段階から事実を最も理解している職員が同席することが望ましく、また監査の進捗状況等について所管課内で情報の共有化を図り、組織的なコンセンサスをとったうえで監査人に回答することが望まれる。

4. 包括外部監査人による措置状況に対するフォローの必要性について

包括外部監査は地方自治法第 252 条の 27 に基づいて実施されているが、この地方自治法においては、包括外部監査人が指摘した、又は意見を付した事項については、事後的にその措置状況を検証するところまでは規定されていない。

このため、多くの自治体においていわゆるフォロー監査は実施されておらず、包括外部監査人は指摘又は意見を述べるに留まっている。

このような状況のなか、今回過去 5 年分について措置状況の監査を実施したが、概ね妥当な対応がとられていたものの、中には「指摘」として改善を求めたにもかかわらず、改善されないまま放置されていたものもあった。

熊本県としては、措置内容が監査委員に報告されれば、そのままホームページで公表されている。過年度においては、措置内容が指摘又は意見の趣旨を理解しているかチェックする作業について、特に所管が明確にされていなかったことから、所管課が報告した内容がそのまま公表されていたようである。

【意見】

「2. 担当者間の引継ぎについて」でも記載したが、指摘又は意見の趣旨を十分理解しないまま措置方針が策定・公表される可能性があることから、公表前に措置内容が指摘又は意見の趣旨を十分理解したものとなっているか、対応として妥当であるか等のチェックをする必要があると考える。

本来この作業については、指摘又は意見を付した包括外部監査人が実施することが適当である。しかし、以下のような点について、検討の必要がある。

- ① 地方自治法上、包括外部監査人が措置内容までチェックすることは規定されていないが、これは法律に反しないか。
- ② 包括外部監査契約の内容に当該作業まで織り込むことができるか。
- ③ 包括外部監査契約は単年度契約であるが、当該作業は翌年度にズレ込む可能性があり、その場合誰がチェックするか。
- ④ 包括外部監査人がチェックする作業について、熊本県側のどの部署が連絡調整、補助等の作業を所管するか。

これらの検討が必要な事項は存在するが、今後の包括外部監査の実効性を上げるためにも、是非措置内容をチェックする制度の導入が望まれる。

第5章 外部監査の結果及び意見（各論）

I. フォロー監査の対象とした指摘事項

上記のように、包括外部監査制度が導入されて以来、多くの指摘又は意見を述べてきているが、この措置状況を確認するにあたって、直近の平成24年度の指摘事項を除き、直近5年間（平成19年度～平成23年度）の指摘について検証作業を実施した。これは、以下のような理由による。

- ① できるだけ直近の指摘又は意見の方が、担当者の記憶が新しく、十分な検証が可能であるため。
- ② 前包括外部監査期間である平成24年度については、現在措置がとられている最中であり、検証対象に適さないため。
- ③ 意見まで含めると数百件に上り、十分な監査を実施することが不可能である。また、意見は包括外部監査人からの提案事項であり、必ずしも対応を強制されないことから、指摘（改善）事項に限定した。

（補足説明）

包括外部監査の報告書において記載される事項として、「指摘」（過年度においては「改善」という区分で記載されていた年度もある）と「意見」という2つの区分で記載してきた。「指摘」は監査の結果において、特に改善を求めべき事項の要点を強調するために付された見出しであり、「意見」は監査の結果に関する報告に添えて提出された、組織及び運営の合理化に資するための記載に関する見出しである。

II. 監査の結果と意見

平成19年度から平成23年度の5年間において指摘又は改善とされた132項目について、フォロー監査を実施した結果は以下のとおりであった。

年度	テーマ	番号	名称	件名	所管課 (現在)	監査結果				項数
						適時性	指摘の理解度	措置の妥当性	総合意見	
平成19年度	主要施設の管理運営について	1	熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館	展示室の使用料について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	○	意見あり	71
		2	熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館	物品の管理について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	×	×	指摘事項あり	72
		3	熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館	指定管理者の選定について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	×	△	指摘事項あり	77

4	熊本県伝統工芸館及び(財)熊本県伝統工芸館	(財)熊本県伝統工芸館が熊本県伝統工芸協会から徴収している場所の使用料について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	○	特に問題なし	78
5	熊本県立技術短期大学校	滞留している資産について	商工観光労働部産業人材育成課	○	○	○	特に問題なし	79
6	熊本県立技術短期大学校	使用していない機械の管理方針について	商工観光労働部産業人材育成課	×	×	×	指摘事項及び意見あり	80
7	熊本県民総合運動公園	備品の管理について	教育委員会事務局体育保健課	○	×	△	指摘事項あり	85
8	熊本県民総合運動公園	売店の設置許可について	教育委員会事務局体育保健課	○	○	△	意見あり	86
9	熊本県民総合運動公園	自動販売機収入について	教育委員会事務局体育保健課	○	○	○	意見あり	87
10	熊本県民総合運動公園	スポーツ事業団の会計処理について	教育委員会事務局体育保健課	○	△	○	指摘事項及び意見あり	88
11	熊本県立美術館及び分館	行政財産の使用許可等について	教育委員会事務局文化課	○	○	×	指摘事項あり	90
12	熊本県立美術館及び分館	物品の管理状況について	教育委員会事務局文化課	○	×	△	指摘事項あり	91
13	熊本県立美術館及び分館	美術品の収集状況について	教育委員会事務局文化課	○	○	△	指摘事項あり	93
14	熊本県立美術館及び分館	美術品の収集状況について	教育委員会事務局文化課	△	×	×	指摘事項あり	94
15	熊本県立美術館及び分館	熊本県美術館資料刊行会について	教育委員会事務局文化課	○	○	○	特に問題なし	95
16	熊本県立美術館及び分館	刊行会の余剰資金の用途について	教育委員会事務局文化課	○	○	○	特に問題なし	95
17	熊本県立図書館・近代文学館	行政財産使用許可の内容について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	○	意見あり	96
18	青少年教育施設共通事項	簿外の収支について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	○	特に問題なし	97
19	青少年教育施設共通事項	創作活動における材料代について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	○	特に問題なし	98
20	熊本県立あしきた青少年の家	公有財産の取得等について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	99
21	熊本県立あしきた青少年の家	展示品等の所有権について	教育委員会事務局社会教育課	○	○	△	意見あり	101
22	熊本県立あしきた青少年の家	現金及び預金の管理について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	△	特に問題なし	102
23	熊本県立豊野少年自然の家	公有財産としての管理が必要な工事について	教育委員会事務局社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	103
24	熊本県立豊野少年自然の家	管理業務委託契約について	教育委員会事務局社会教育課	○	○	○	特に問題なし	104

概要版

		25	熊本県立天草青年の家	食堂前の陶器等の展示品について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	105
		26	熊本県立菊池少年自然の家	公有財産としての管理が必要な工事について	教育委員会事務局 社会教育課	○	△	△	指摘事項あり	107
		27	熊本県警察署 共通	重要備品の管理について	熊本県警察本部 会計課	○	○	○	特に問題なし	108
平成 20 年度	出資団体等 に対する監 査	28	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	危機管理マニュアルの内容の見直しについて	企画振興部文化企画課	○	○	○	意見あり	109
		29	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	旅費交通費について	企画振興部文化企画課	○	○	△	指摘事項あり	110
		30	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	委託費について	企画振興部文化企画課	○	△	△	指摘事項あり	111
		31	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	入札事務の適正性について	企画振興部文化企画課	○	×	×	指摘事項あり	112
		32	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	競争入札について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	113
		33	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	落札率について	企画振興部文化企画課	○	×	×	指摘事項あり	114
		34	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	契約方法について	企画振興部文化企画課	△	○	×	指摘事項あり	115
		35	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	設備の改修について	企画振興部文化企画課	○	△	△	指摘事項あり	116
		36	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	備品の管理について	企画振興部文化企画課	△	○	△	指摘事項あり	117
		37	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	熊本県所有資産の取得時の登録について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	119
		38	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	財団資産の固定資産台帳の登録内容について	企画振興部文化企画課	△	△	△	指摘事項あり	120
		39	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	固定資産の除却処理について	企画振興部文化企画課	○	○	△	指摘事項あり	122
		40	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	領収書の管理について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	123
		41	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	25周年記念事業費支出について	企画振興部文化企画課	○	○	○	意見あり	124
		42	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	理事会の運営について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	125
		43	(財) 熊本県立劇場 (現 (公財) 熊本県立劇場)	理事長の決裁について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	126
		44	天草エアライン株式会社	棚卸資産の2重計上について	企画振興部交通政策課	○	○	△	指摘事項あり	127

平成 21 年度	基金の財務 事務につ いて	45	天草エアライン 株式会社	棚卸資産に係る会 計方針の記載につ いて	企画振興部交通政 策課	○	○	○	指摘事 項あり	128	
		46	天草エアライン 株式会社	電話加入権につ いて	企画振興部交通政 策課	○	○	×	指摘事 項あり	129	
		47	天草エアライン 株式会社	開発費、およびそ の他の繰延資産の 計上について	企画振興部交通政 策課	○	×	×	指摘事 項あり	130	
		48	天草エアライン 株式会社	会計方針の変更につ いて	企画振興部交通政 策課	○	×	×	指摘事 項あり	133	
		49	天草エアライン 株式会社	役員退職慰労引当 金の計上について	企画振興部交通政 策課	○	×	×	指摘事 項あり	134	
	基金の財務 事務につ いて	50	災害救助基金	基金を用いて備蓄 している救援物資 の管理について	健康福祉部健康福 祉政策課	○	○	△	意見 あり	136	
		51	障害者自立支援 対策臨時特例基 金	執行額の返納につ いて	健康福祉部障がい 者支援課	○	○	○	意見 あり	137	
		52	障害者自立支援 対策臨時特例基 金	執行額の返納につ いて	健康福祉部障がい 者支援課	○	△	△	指摘事 項及び 意見あ り	138	
		53	緑の基金	運用資産について	土木部都市計画課	×	×	×	指摘事 項あり	141	
	平成 21 年度	未収金の財 務事務につ いて	54	児童保護費負担 金(こども総合 療育センター負 担金含む)	不納欠損処理の正 確性について	健康福祉部障がい 者支援課	○	○	○	特に問 題なし	142
			55	中小企業高度化 資金貸付金	マニュアル整備の 必要性について	商工観光労働部商 工振興金融課	○	○	○	特に問 題なし	143
			56	中小企業従業員 住宅使用料	従業員以外に対 して貸し付けてい ることの妥当性につ いて	商工観光労働部労 働雇用課	○	○	○	特に問 題なし	144
			57	農業改良資金貸 付金	未収金の管理状況 について	農林水産部団体支 援課	○	○	○	特に問 題なし	146
58			農業改良資金貸 付金	貸付時の証拠書類 の保存について	農林水産部団体支 援課	○	○	○	意見 あり	147	
59			農業改良資金貸 付金	貸付時の手続の不 備について	農林水産部団体支 援課	△	○	○	特に問 題なし	148	
60			林業・木材産業 改善資金貸付金	未収金の管理状況 について	農林水産部団体支 援課	○	○	○	特に問 題なし	149	
61			国営土地改良事 業負担金	債権の回収努力につ いて	農林水産部農村計 画課	○	○	△	特に問 題なし	150	
62			丸島漁港公害防 止事業費事業者 負担金	未収金関連資料の 管理について	農林水産部漁港漁 場整備課	○	○	○	意見 あり	152	
63			丸島漁港公害防 止事業費事業者 負担金	抵当権の設定につ いて	農林水産部漁港漁 場整備課	—	○	—	特に問 題なし	153	
64	河川・海岸占用 料	調定の遅れによる 不納欠損の発生 について	土木部河川課	○	○	○	指摘事 項及び 意見あ り	153			

	65	県営住宅家賃	保証人への請求について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	155	
	66	県営住宅家賃	滞納発生後の処分実施までの期間について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	157	
	67	県営住宅家賃	入金処理及び不納欠損処理について	土木部住宅課	△	○	△	意見あり	158	
	68	県営住宅家賃	生活保護世帯に対する生活保護費(住宅扶助費)の代理納付について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	159	
	69	県営住宅家賃	入居時の書類の保存について	土木部住宅課	○	○	○	特に問題なし	160	
	70	県営住宅家賃	保証人設定の漏れについて	土木部住宅課	△	×	×	指摘事項及び意見あり	161	
	71	定時制・通信制修学奨励資金貸与	未収金管理台帳の整理について	教育委員会事務局 高校教育課	○	△	○	意見あり	163	
平成 22 年度	商工観光労働部(商工振興関係)における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について	72	組織化指導費補助事業	補助事業実績報告書の記載漏れについて	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	意見あり	164
		73	組織化指導費補助事業	指導員及び職員の設置事業の補助金の交付額算定について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	×	×	意見あり	165
		74	小規模事業指導費補助事業	設置基準について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	意見あり	167
		75	中小企業金融総合支援事業	当該制度の運用上の問題点について	商工観光労働部 商工振興金融課	○	○	○	特に問題なし	169
		76	地域プラットフォーム活動支援事業	インキュベーションマネージャーの育成事業について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	特に問題なし	170
		77	ものづくりフォレスト・自動車関連産業推進事業(次世代マグネシウム合金基盤技術開発拠点構築事業費補助金)	事業の評価について	商工観光労働部 産業支援課	○	×	△	意見あり	171
		78	知的財産推進事業(熊TLO事業補助金)	熊本県としての実態把握について	商工観光労働部 産業支援課	×	○	—	特に問題なし	173
		79	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)	補助対象経費について	商工観光労働部 産業支援課	○	○	○	意見あり	174

概要版

80	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(組込みソフトウェア教育研修事業費補助金)	補助金に係る消費税の処理について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	特に問題なし	176
81	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	委託料精算金額について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	特に問題なし	177
82	大都市圏におけるビジネスマッチング推進事業	実績の把握について	商工観光労働部産業支援課	○	○	△	意見あり	178
83	水素燃料電池自動車研究開発対策事業水素燃料電池自動車研究開発対策事業	当該事業の運用上の問題点について	商工観光労働部産業支援課	○	×	×	指摘事項あり	179
84	電気エネルギーの活用による次世代交通システム推進事業	業者指名に関する絞り込みの過程の記録について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	特に問題なし	181
85	夢挑戦プラザ 21 販路拡大等推進事業	委託費用の内容について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	指摘事項あり	182
86	大学連携型起業家支援事業	マネージャーの件費の振替について	商工観光労働部産業支援課	—	○	—	特に問題なし	183
87	地域連携型インキュベーション施設管理運営業務	マネージャーの件費の振替について	商工観光労働部産業支援課	—	○	—	特に問題なし	184
88	農林漁業者ニーズ製品化支援事業	支出実績の精算額について	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	意見あり	185
89	在宅勤務型ビジネスモデル支援事業	事業内容と基金制度の趣旨との整合性について	商工観光労働部産業支援課	○	△	△	意見あり	186
90	研究助成事業獲得支援事業	(1)事業の管理体制について (2)当該制度の存続の是非	商工観光労働部産業支援課	○	○	○	意見あり	187
91	新規外部資金活用事業分担金	分担金の算定について	商工観光労働部産業支援課(産業技術センター)	○	○	○	意見あり	189
92	試験研究機械等備品類移設及び据置等業務委託事業	委託契約について	商工観光労働部産業支援課(産業技術センター)	○	×	×	指摘事項あり	190
93	セミコンフォレスト・ソーラー関連産業推進事業(太陽光発電関連製品研究開発支援事業)	企業化状況報告書の入手、保存について	商工観光労働部エネルギー政策課	○	×	△	指摘事項あり	191
94	太陽光発電システム設置補助金事業	検査における特例適用の確認について	商工観光労働部エネルギー政策課	○	○	○	特に問題なし	193

		95	熊本県企業立地促進補助金事業	固定資産の取得の要件について	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	193
		96	熊本県企業立地促進補助金事業	交付申請に係る手続の妥当性について	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	195
		97	産業支援サービス業等立地促進補助事業	補助金の消費税の取り扱いについて	商工観光労働部企業立地課	○	○	○	特に問題なし	196
		98	県からの補助事業等の財務事務の執行状況(各論)	熊本 TLO 事業に係る特許権の資産計上漏れについて	商工観光労働部産業支援課(公益財団法人くまもと産業支援財団)	○	○	○	特に問題なし	197
		99	平成18年度包括外部監査指摘事項の措置状況	工具備品等の固定資産への未計上について	商工観光労働部産業支援課(公益財団法人くまもと産業支援財団)	○	○	○	特に問題なし	198
平成23年度	公の施設における指定管理者制度に関する事務の執行及び施設の管理運営について	100	(財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	募集要項について	企画振興部文化企画課	○	-	-	意見あり	199
		101	(財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	指定管理者選定委員の人選について	企画振興部文化企画課	○	○	○	特に問題なし	201
		102	(財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	管理運営経費の収支報告について	企画振興部文化企画課	×	○	△	指摘事項あり	202
		103	(財)熊本県立劇場(現(公財)熊本県立劇場)	モニタリング体制について	企画振興部文化企画課	○	○	○	意見あり	204
		104	環境センター	指定管理者の管理経費の収支決算報告について	環境生活部環境立県推進課	×	×	×	指摘事項及び意見あり	205
		105	熊本県富岡ビジターセンター	展示品の備品としての管理について	環境生活部自然保護課	○	○	○	意見あり	207
		106	熊本県天草ビジターセンター	選定時の採点方法について(天草VC・富岡VC共通)	環境生活部自然保護課	○	○	○	特に問題なし	208
		107	熊本県天草ビジターセンター	展示物の管理について	環境生活部自然保護課	○	○	○	意見あり	209
		108	熊本県天草ビジターセンター	展示品の備品としての管理について	環境生活部自然保護課	○	○	○	意見あり	210
		109	熊本産業展示場	当初の指定管理者の選定結果の妥当性について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	-	-	-	特に問題なし	211
		110	熊本産業展示場	選定内容の妥当性について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	-	特に問題なし	212
		111	熊本産業展示場	提案書における類似施設の管理実績の記載について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	×	×	-	指摘事項あり	214
		112	観光物産交流スクエア	管理運営経費の支出状況について	商工観光労働部くまもとブランド推進課	○	○	○	意見あり	215
		113	牛深漁港 漁港浄化施設	選定委員の選任について	農林水産部漁港漁場整備課	○	○	○	特に問題なし	216

概要版

114	牛深漁港 漁港 浄化施設	配点方法による評価 の逆転について	農林水産部漁港漁 場 整備課	○	○	○	特に問 題なし	217
115	牛深漁港 漁港 浄化施設	指定管理者による 事業報告及び県に よるモニタリング について	農林水産部漁港漁 場 整備課	○	○	○	特に問 題なし	218
116	八代港コンテナ ターミナル	指定管理料の見積 と経費発生実績に ついて	土木部港湾課	△	○	△	指摘事 項あり	219
117	水前寺江津湖公 園広木地区	管理経費収支決算 について	都市計画課	○	○	△	意見 あり	222
118	水前寺江津湖公 園広木地区	事業報告書の提出 と所管課の管理に ついて(熊本県テ クノ中央緑地と共 通)	土木部都市計画課	○	△	△	意見 あり	223
119	熊本北部流域下 水道	下水道処理施設維 持管理業の登録業 者であることの確 認について(球磨 川上流流域下水道 共通)	土木部下水環境課	○	○	○	意見 あり	224
120	熊本北部流域下 水道	選定委員の採点に ついて(球磨川上 流流域下水道共 通)	土木部下水環境課	○	○	○	意見 あり	225
121	熊本北部流域下 水道	管理業務の契約相 手について	土木部下水環境課	×	×	×	指摘事 項あり	227
122	八代北部流域下 水道	人件費に対する消 費税の扱いについ て	土木部下水環境課	○	△	△	指摘事 項あり	229
123	八代北部流域下 水道	管理業務の契約相 手について	土木部下水環境課	×	×	×	指摘事 項あり	231
124	熊本県営住宅	(1)選定委員の選 定について (2)選定委員が住 宅供給公社の役員 を兼務しているこ とについて	土木部住宅課	○	○	○	特に問 題なし	232
125	熊本県立青少 年の家(熊本県 立天草青年の 家、熊本県立菊 池少年自然の 家、熊本県立豊 野少年自然の 家、熊本県立あ しきた青少年の 家)	(1)指定管理者に 対するモニタリン グについて (2)事業報告書に 対するモニタリン グについて	教育委員会事務局 社会教育課	○	○	○	特に問 題なし	233
126	熊本県立美術館 分館	指定管理料の基準 価格について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	特に問 題なし	234
127	熊本県立美術館 分館	指定管理者におけ る物品の管理につ いて	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	意見 あり	235
128	熊本県立美術館 分館	指定管理者が購入 した物品について	教育委員会事務局 文化課	○	○	○	意見 あり	237
129	熊本県立美術館 分館	県のモニタリング について	教育委員会事務局 文化課	○	○	△	指摘事 項あり	238

	130	熊本県民総合運動公園	選定委員会の内部選定委員について(体育保健課所管6施設共通)	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	240
	131	熊本県民総合運動公園	県のモニタリングについて(体育保健課所管6施設共通)	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	241
	132	熊本県立総合体育館	県のモニタリングについて	教育委員会事務局 体育保健課	○	○	○	特に問題なし	242

注：監査結果の欄については、以下のような内容で判断を行っている。

【適時性】

- ：適時に開示、対応している
- △：適時に対応しているが、開示が遅い、又は適時に開示しているが、対応が遅い
- ×：対応ができていない、又は開示及び対応ともに遅い
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

【指摘の理解度】

- ：指摘を適切に理解している
- △：一部理解ができていないが、その他は理解している
- ×：理解が不十分
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

【措置の妥当性】

- ：措置内容は妥当である
- △：一部不十分、又は不適切な対応があるが、その他は妥当な措置である
- ×：妥当な措置がとられていない
- －：特に措置がとられていないことから、判断不能

【総合意見】

- 指摘がある場合 ⇒ 指摘事項あり
- 意見がある場合 ⇒ 意見あり
- 両方ある場合 ⇒ 指摘事項及び意見あり
- 何もない場合 ⇒ 特に問題なし

上記のように、「指摘」(又は「改善」)を受けた132件について監査を実施したが、各監査項目において問題があると判断されたものを集計した結果は、以下のとおりである。

監査項目と結果	件数
適時性に問題があると判断されたもの	8件
指摘の理解度に問題があると判断されたもの	22件
対応の妥当性に問題があると判断されたもの	18件

適時性については、実際には解決に至らなくても、何らかの検討を開始する等の対応がなされれば、適時に対応をとったものと判断したことから、問題があると判断された件数は少なかった。しかし、適切な対応をとられた時期を厳密にとらえれば、まだ問題があると判断される項目は増加する可能性がある。現状では適切な対応がとられ始めた時期を把握することは困難であることから、措置の方針が公表され、何らかの検討がなされた時期で判断するという点で限界があった。

指摘の理解度については、包括外部監査人が指摘した事項の趣旨を十分理解したうえで、措置について検討が行われているか、という視点で判断を行っている。この点、指摘の趣旨が十分理解されないまま措置方針が公表されたことから、趣旨にそぐわない回答をしているものが22件存在した。

包括外部監査を実施するにあたっては、その後適切な対応をとってもらえるよう、「指摘」又は「意見」の趣旨について十分説明するよう配慮しているが、相互のコミュニケーション不足により、趣旨が伝わらないままこのような状況に至っているケースが考えられる。

この点については、監査人側にも責任があり、今後より一層趣旨を理解してもらえるよう努力する必要があることを感じた。

また、別な原因として、「Ⅱ. 今後の改善 2. 担当者間の引継ぎについて」でも記載したが、包括外部監査に立ち会った職員が異動してしまい、包括外部監査における監査人とのやりとりの経緯を把握していない職員が措置方針を検討しているケースが発生しており、十分な引継ぎがなされていない点で問題がある。

措置の妥当性については、多くは指摘の趣旨を十分理解していないことから、適切な措置がとられていないケースであったが、中には指摘の趣旨は理解されているものの、その後措置がとられていないケースも存在した。このような状況を放置しないためにも、筆頭課によるモニタリングが最も有効であると考えことから、当該制度をマニュアル化することが望まれる。

また、問題ありと判断された事項の大半は、出資団体、公の主要な施設、指定管理者に関するものであり、いわゆる県庁外の施設等におけるものである。当該施設については、所管課は指導をすることにより改善を求めることから、どうしても指導を受ける側の姿勢に影響を受けてしまう。

今後、このような県庁外の施設に対する指導機能、モニタリング機能の改善について検討をする必要がある。

年度及び番号	平成 19 年度 6 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立技術短期大学校
現在の所管課	商工観光労働部産業人材育成課
指摘件名	使用していない機械の管理方針について
指摘内容	使用していない機械装置の存在を適時に把握し、別な利用可能性を調査し、利用できないと判断された場合は、処分するための内部統制の構築が望まれる。
措置日	平成 21 年 7 月に 1 日付で処理業者との契約を交わし、処分を進めている。
措置内容	「滞留資産管理台帳」を作成し、物品等ごとの未使用期間や今後の使用予定の有無、使用予定がない場合の処分方法等を把握することとした。5 年間程度の未使用期間があり、今後の使用予定がないものを「滞留資産」と定義し、滞留資産については庁内 LAN の不要物品交換システム等を利用して再利用を呼びかけ、再利用がないことが確定したものについては、処分に関する規程を整備した上で、廃棄又は売却することとした。
適時性	<p>現在は年度予算で処分できるものについては処分を進めているものの、機器の更新が優先されることから、不要と判断されたが撤去処分に多額の費用がかかる固定資産の廃棄処分は後回しとなり、一部処分が未了のままとなっている。</p> <p>機器の更新はカリキュラムとの整合性をとりながら実施する必要があるが、5 か年の投資計画を立てて管理しているが、現在予算の制約から機器の更新がスケジュールどおり行われていない。教育機関であることから、教育現場の機器の更新が優先され、処分については遅れがちとなっており、指摘に対する対応は適時に行われていない。</p>
指摘の理解度	<p>滞留資産の定義については独自に定義することなく、熊本県で作成している物品取扱規則に準拠することで措置済みとしている。ただし、物品取扱規則にある滞留資産の定義は一般的な滞留資産の特徴を記載しているに過ぎず、具体的な記載にはなっていない。当然施設ごとに状況は異なると考えられることから、より技術短期大学校に即した滞留資産の定義は必要であると考え。</p> <p>管理については使用備品整理簿を使用している。様式 32 はこの使用備品整理簿をもとに、30 万円以上を抽出して作成している。その後は処分したものは削除し、新規取得したものは備品購入の備品異動申請書をもとに入力している。当該様式 32 の内容の見直しは、年に一度監査員監査の前にまとめて実施している。削除、追加については管理責任者ごとに分</p>

	<p>担し、台帳の内容との整合性を確認している。また、物品管理システムの登録内容との整合性の確認については、現在のところ実施していない。</p> <p>問題があるか否かの判断は、担当課に様式 32 を廻して判断してもらっている。現在問題ありとされたものについては、簡単に理由をヒアリングしているが、記録としては残していない。今後判断内容が妥当であるか第三者にもわかるように、記録を残す必要がある。</p> <p>平成 25 年度の陳腐化資産については、監査した時点では処分するか否か、方針が決定していなかった。監査した時期は次年度予算の作成時期であったことから、多額の処分費用を伴う資産の処分であれば、この時期に検討がなされる必要があるが、予算の関係上新規取得が優先され、処分は先送りにされているのが現状である。</p> <p>30 万円以下の物品の処分については、各担当課からの報告をもとに実施しているが、受動的な対応に限られており、積極的に総務企画課より実在性を確認するようなチェック体制はとられていない。今後検討の必要はある。</p>
<p style="text-align: center;">措置の妥当性</p>	<p>処分に関する証憑等を確認したが、平成 21 年 7 月 1 日に端材類、PC、プリンター、パーテーション、蛍光灯等を処分しているのみであり、大型の機械装置等の処分は実施されていなかった。</p> <p>現在使用頻度の低くなった機械装置（半導体の生産設備）については、校内の一室に集められ、希望者があれば見学させることもあるとのことである。しかし、当該機器は現在生産現場で主流となっている機械装置よりも古いことから、実際に当該機器を使って学習しても有益ではないと判断されることから、生徒の指導には利用していない。</p> <p>当該機器については処分も検討されたとのことであるが、据え付け型の装置であることから、搬出するためには壁の撤去、固定された床からの切り離し、床の現状復旧工事等の大がかりな作業が必要となり、結局は予算がないことから、実現しなかったとのことである。（写真参照）</p>
<p style="text-align: center;">総合意見</p>	<p>【指摘】</p> <p>技術短期大学校においては機器の更新のための 5 か年計画を立案し管理しているが、現状計画通りに更新作業が進んでいない。このため、機器更新よりも優先順位の低い不要資産の処分もできない状態にあり、教室の一部が有効活用できない状態となっている。</p> <p>技術短期大学校は大手メーカーの生産拠点が集まる熊本県内において、有能な技術者を育て、誘致企業に対して即戦力となる技術者を供給することを目的に創設されている。このような目的を達成するためには、最新の技術や、即戦力となる技術を学ばせることが最も重要である。しかし、同</p>

	<p>校の教育環境は、開校以来大がかりな機器の更新は行われておらず、開校時に導入された機器を利用しているものもある。パソコンについても、保守終了期限が近づいた OS を使用しており、これは周辺環境が最新の OS に対応していないことから、新しい OS に更新できないためである。</p> <p>今後熊本県の産業の発展のためには、同校における有能な人材の育成は不可欠であり、早急に教育環境を整えるための予算措置が必要であると考ええる。</p> <p>【意見】</p> <p>物品取扱規則にある滞留資産の定義は一般的な滞留資産の特徴を記載しているに過ぎず、具体的な記載にはなっていない。当然施設ごとに状況は異なると考えられることから、より技術短期大学校に即した滞留資産の定義は必要であると考ええる。</p> <p>【意見】</p> <p>様式 32 の内容の信頼性については、その確認作業が十分ではないことから、今後信頼性を担保するためのチェック作業を追加する必要がある。</p>
	<p>問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>

年度及び番号	平成 19 年度 13 番
テーマ	主要施設の管理運営について
施設名	熊本県立美術館及び分館
現在の所管課	教育委員会事務局文化課
指摘件名	美術品の収集状況について
指摘内容	美術品購入基金台帳に記載漏れが見受けられた。基金台帳が適切に運用されることで、購入品の適切な管理が達成されるので、基金台帳の適切な運用・管理が望まれる。
措置日	平成 20 年 6 月
措置内容	台帳の記載もれがないように適切に管理運用を行っていく。
適時性	措置の公表は報告書提出後 3 か月で行われており、特に問題はない。
指摘の理解度	平成 20 年度以降の美術品の取得については、全て適切に美術品購入基金台帳、並びに運用状況調書に記載されており、指摘の理解は十分であると判断した。
措置の妥当性	美術品購入基金台帳の修正は適切に行われており、措置内容自体は妥当である。 ただし、基金の管理について、以下の通り問題と思われる点が検出され

	<p>た。</p> <p>美術品購入基金台帳の修正については適切に改善が行われているが、基金の管理についてはさらに改善を要するものと考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>平成 19 年度以降、県立美術館において定めている経常的収集に係る美術品取得基金の限度額について、各年度で 30,000 千円以内と定めていたが、平成 20 年度及び平成 21 年度について当該定めが行われておらず、「熊本県美術品取得基金の運営について（運用方針）」における経常的収集が認められる限度額（100,000 千円）まで、購入が可能な状態となっていた。</p> <p>この結果、平成 20 年度においては、「熊本県美術品取得基金の運営について（運用方針）」において定められている、経常的収集の限度額について、知事の承認が得られていないにも関わらず、平成 21 年 2 月に収集委員会の答申により取得予定美術品が決定され、年度終了後の平成 21 年 4 月～6 月において 19,000 千円の購入が行われている。</p> <p>運用方針上は「経常的収集に運用することのできる限度については、毎年度総務部長に協議の上、知事の承認を受けるものとする。」として、事前に基金の使用可能範囲を定めた上で、計画的に使用することを求めている。平成 20 年度における取得は、当該承認が得られていないことから、不当に美術品の取得が行われていたことになる。</p> <p>原因として、収集を行う部署（学芸課）、限度額の設定を行う部署（総務企画課）が別となっており、連携が取れていなかったことが考えられる。</p> <p>限度額の定めを設けずに美術品の取得を認めた場合、基金にプールされている資金が早期に枯渇する恐れがあり、県にとって有益と考えられる美術品を取得するという基金の役割を、将来にわたって継続できなくなる可能性がある。</p> <p>現在は両者が一元化されており、上記のような問題が生じる可能性は低くなっているが、基金の適切な運用と維持のため、今後も適切な管理が求められる。</p>
総合意見	<p>問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>

年度及び番号	平成 20 年度 33 番
テーマ	出資団体等に対する監査
出資団体	(財)熊本県立劇場 (現 (公財)熊本県立劇場)
現在の所管課	企画振興部文化企画課
指摘件名	落札率について

指摘内容	昨今契約方法に関連し契約時の落札率が新聞報道等で取り上げられ、公平、透明な契約の実施が問われている。このような観点からも当財団においても契約方法の見直し検討は必要である。	
措置日	平成 21 年 7 月	
措置内容	財団においては、「財団法人熊本県立劇場会計規程」に基づき入札を行っているが、近年、経費削減等のため予定価格を引き下げていることから、結果的に落札率が上がったもの。 今後とも、予定価格の設定や指名業者の選定等については適正に執行する。	
適時性	報告書提出後 3 か月で措置意見が提出されており、適時性に問題はないと判断した。	
指摘の理解度	現状採用されている指名競争入札制度における適正性の確保のために、予定価格の設定や指名業者の選定等について適正を確保することを検討するとしており、理解は不十分であると判断した。	
措置の妥当性	上記のように、契約方法に関する見直しを実施するとしたものの、実際には検討はなされておらず、措置は不十分であったと判断した。	
総合意見	<p>【指摘】</p> <p>指摘を受けた後、具体的な検討は実施されておらず、対応としては不十分であったと判断する。</p> <p>現行の会計規程では、契約は指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとされており、一般競争入札は採用されていない。</p> <p>財団は指定管理業務の受託者であり、独自の裁量の余地は大きいものの、熊本県の出資団体であり、公の施設の指定管理業務を受託していることから、再委託の業務についても透明性、効率性、公平性を確保した選定手続きをとることが求められると考える。その観点からは随意契約が全体の 6 割を超える状況は問題であり、また適時に検討が行われていない点も問題があると考えます。</p> <p>一般競争入札の導入を含め、今後の契約方法のありかたを熊本県と協議し、今後の適切な契約執行を期待する。</p>	
	問題なし	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">指摘事項あり</div>

年度及び番号	平成 20 年度 53 番
テーマ	基金の財務事務について
案件名	緑の基金
現在の所管課	土木部都市計画課
指摘件名	運用資産について

指摘内容	<p>約定上は元本が保証されていても、上記（※下表参照）のような状況で仮に基金を取り崩すために債券の売却が必要となった場合、基金財産が著しく毀損する恐れがある。また、基金に繰り入れられた仕組債は、「最も確実かつ有利な有価証券」という県の条例に抵触する恐れがある。</p> <p>債券の実質価値を定期的にモニタリングし、適当な時期に売却するといった対応が望まれる。また、売却後は他の基金財産と同様、会計課での一体管理に移行するべきである。</p> <p>※指摘時点（平成 21 年 1 月末）における債券の状況（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">銘柄</th> <th style="text-align: center;">取得金額</th> <th style="text-align: center;">契約日</th> <th style="text-align: center;">期間（年）</th> <th style="text-align: center;">時価</th> <th style="text-align: center;">評価損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">仕組債 1</td> <td style="text-align: center;">300,000</td> <td style="text-align: center;">2003.4</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">204,720</td> <td style="text-align: center;">95,280</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仕組債 2</td> <td style="text-align: center;">200,000</td> <td style="text-align: center;">2003.4</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">135,220</td> <td style="text-align: center;">64,780</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">500,000</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">339,490</td> <td style="text-align: center;">160,510</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	取得金額	契約日	期間（年）	時価	評価損	仕組債 1	300,000	2003.4	30	204,720	95,280	仕組債 2	200,000	2003.4	30	135,220	64,780	合計	500,000	—	—	339,490	160,510
銘柄	取得金額	契約日	期間（年）	時価	評価損																				
仕組債 1	300,000	2003.4	30	204,720	95,280																				
仕組債 2	200,000	2003.4	30	135,220	64,780																				
合計	500,000	—	—	339,490	160,510																				
措置日	平成 21 年 7 月																								
措置内容	<p>基金については、その運用益内で事業を行うなど、債券の売却が必要とならないよう努めていくこととする。</p> <p>なお、債券の売却が必要な事態にも備えるため、仕組債の評価額の定期的なモニタリングを行い、売却もひとつの選択肢として検討していく。</p>																								
適時性	包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。																								
指摘の理解度	上記の指摘事項後段の趣旨は、「リスクの高い資産で運用する場合は、その状況を適時にモニタリングし、その結果によって適切に処分・保有の判断を行うべき」との趣旨であるが、下記「措置の妥当性」に記載のとおり、実際にはモニタリングが実施されておらず、指摘の内容につき十分に理解されていなかった。																								
措置の妥当性	<p>指摘の対象となった債券は、平成 24 年 3 月に 300,000 千円、平成 25 年 3 月に 200,000 千円、それぞれ額面額で繰り上げ償還されており、以後、会計課での運用に切り替えられている。結果的に毀損は発生していないが、償還までの間、特段措置が行われていなかった点については妥当とはいえない。</p> <p>また、前回監査以降、償還までの期間における債券の管理として、不十分な点が確認された。</p>																								
総合意見	<p>【指摘】</p> <p>措置内容として、仕組債の評価額につきモニタリングを行うとのことであったが、定期的に時価評価資料を入手しているのみで、担当者が当該時価の状況を分析（例えば、額面金額との比較、時価評価額の推移把握等）を行った形跡がないこと、時価評価の結果につき、上席者が確認した形跡</p>																								

	<p>がないこと等、実際には適切なモニタリングが行われていたとは言い難い。</p> <p>当該事項に関しては、既に債券が繰上償還されており、残った基金資産については他の資産と合わせて会計課で一括して管理されていることから、今後新たに同様の問題が生じる可能性は低い。</p> <p>しかし、所管課としては資産の運用に関してデリバティブ取引のようなハイリスク・ハイリターンの商品を購入することのないよう、金融商品に関する知識を高める必要がある。</p> <p>また、仮に今回と同様のハイリスク・ハイリターンな金融商品を寄付等により取得した場合、適切なモニタリングによる管理、処分ができるよう、内部統制の整備を進めることが望まれる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>

年度及び番号	平成 21 年度 65 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	保証人への請求について
指摘内容	<p>入居者のプライバシーを尊重して、連帯保証人に対する請求には慎重であるが、そもそも入居時点で連帯保証人としている以上、家賃の滞納の事実を保証人に知られたくないとの申し出は尊重すべきではない。また、滞納が長期間に渡り、未収額が多額にのぼった後で保証人に請求しても、支払うことができない場合が多いことが考えられる。少額であれば回収可能性が高いと考えられることから、滞納発生後早期（遅くとも3カ月～6カ月程度）に連絡、もしくは請求を行うべきである。</p>
措置日	平成 22 年 8 月
措置内容	<p>現在、滞納6か月で連帯保証人に請求を行っているが、今後は、滞納の長期化を防止するため、滞納4か月で連帯保証人に連絡する。また法的措置、強制執行等の機会を通じて連絡・請求を行っていくこととする。なお、今後連帯保証人への支払い請求訴訟の実施も検討しており、平成22年10月を目処に方針等を取りまとめることとしている。</p>
適時性	<p>従来から熊本県営住宅明渡し等請求訴訟提起基準、強制執行対応基準等が整備されており、さらに県営住宅家賃滞納整理事務処理フローチャートを作成し、平成22年6月には運用を開始していることから、適時性に問題はないと判断した。</p>

指摘の理解度	<p>徴収率を上げるため、連帯保証人への連絡を滞納4か月時点と早めるなど理解も十分である。</p>																												
措置の妥当性	<p>入居者本人への催促状の発送頻度を増やしたこと、また催告状に応じなかった者には連帯保証人への書面通知を行うことで徴収率の改善を図っており、対応としては妥当であると判断した。</p> <p>また、連帯保証人への支払い請求訴訟の実施については、費用対効果の面から断念したが、他県での実施状況を見ても必ずしも有効であると言えず、妥当な判断であったと考える。</p> <p>なお、入居者への催告状況、及び連帯保証人への通知状況は「連帯保証人の請求等実績」にて平成22年度から平成24年度まで確認しており、その状況は以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>催告実施件数</td> <td style="text-align: center;">568件</td> <td style="text-align: center;">530件</td> <td style="text-align: center;">379件</td> </tr> <tr> <td>(内、連帯保証人に対する通知)</td> <td style="text-align: center;">(50件)</td> <td style="text-align: center;">(25件)</td> <td style="text-align: center;">(2件)</td> </tr> <tr> <td>支払請求件数</td> <td style="text-align: center;">49件</td> <td style="text-align: center;">49件</td> <td style="text-align: center;">58件</td> </tr> </tbody> </table> <p>連帯保証人への支払請求の提訴の効果としては、回収可能性の向上や滞納に対する抑止力などが考えられるが、実態としては、連帯保証人から回収できる見込みは少なく、むしろ提訴に費用がかかり、裁判も長期化する等事務手続きの煩雑化などが考えられる。住宅課の試算では、提訴対象案件全部を仮に提訴した場合の効果は、名義人のみでは△103万円、保証人も提訴した場合△200万円と回収額より余計に費用に係る結果と結論付けた。</p> <p>強制執行の申立てに伴う連帯保証人への通知、及び強制執行そのものの実施状況は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数</td> <td style="text-align: center;">10件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> <tr> <td>強制執行実施件数</td> <td style="text-align: center;">16件</td> <td style="text-align: center;">5件</td> <td style="text-align: center;">2件</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	平成24年度	催告実施件数	568件	530件	379件	(内、連帯保証人に対する通知)	(50件)	(25件)	(2件)	支払請求件数	49件	49件	58件		平成22年度	平成23年度	平成24年度	強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数	10件	3件	2件	強制執行実施件数	16件	5件	2件
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																										
催告実施件数	568件	530件	379件																										
(内、連帯保証人に対する通知)	(50件)	(25件)	(2件)																										
支払請求件数	49件	49件	58件																										
	平成22年度	平成23年度	平成24年度																										
強制執行申立てによる連帯保証人への通知件数	10件	3件	2件																										
強制執行実施件数	16件	5件	2件																										
総合意見	<p>徴収率については、平成21年度では89.9%と全国27位であったが、平成24年度には95.3%、全国10位と大幅に改善されている。</p> <p>また、累積していた時効到来債権を平成21年度に不納欠損処理した他、その後の徴収強化、代理納付の導入により、未収金残高も平成20年度では239,100千円であったものが、平成24年度には88,098千円と大幅に減少した。</p> <p>監査指摘後、比較的短期間でこれだけの改善がなされたことから、今後</p>																												

	の更なる未収金の管理徴収の改善を期待したい。
	問題なし 指摘事項あり 意見あり

年度及び番号	平成 21 年度 70 番
テーマ	未収金の財務事務について
制度名	県営住宅家賃
現在の所管課	土木部住宅課
指摘件名	保証人設定の漏れについて
指摘内容	保証人の設定漏れの案件は、いずれも数年から十数年前に入居した入居者で、最近の入居案件については、保証人の設定が漏れている案件はなかった。したがって、長期間入居している世帯を中心に保証人の設定状況をチェックし、漏れている場合には追加で書類を徴求すべきである。
措置日	平成 22 年 9 月
措置内容	平成 23 年度において、本年度保証人の設定漏れについての確認作業、設定漏れ入居者への通知等を通じて、解消に努めることとしている。
適時性	所管課としての措置は保証人設定の確認作業までにとどまっており、保証人設定漏れの解消に対し、特段措置がなされておらず、措置の適時性に一部問題がある。
指摘の理解度	<p>古くからの入居者に対する保証人の設定依頼については、入居者からの反発が予想され、滞納者だけでなく、滞納していない入居者との信頼関係をも損ないかねないことから、慎重な対応が必要となる。</p> <p>平成 25 年 11 月 1 日現在、請書が無い世帯が 183 世帯存在しており、依然として保証人の設定が漏れた状態にあることから、指摘に対する理解度は十分ではないと判断する。</p>
措置の妥当性	<p>設定漏れについての確認作業を行っており、この結果に基づき、設定漏れ入居者への通知等を行わなければならないところであるが、平成 25 年 11 月に至るまで行っておらず、問題がある。</p> <p>所管課としては、これまで連帯保証人の設定について催告をしないまま入居を認めてきたことは、「保証人を設定しなくても入居を継続して構わない」旨の暗黙の了解があったとみなされかねず、また、これら入居者に保証人の設定を求めることは権利の濫用とされるおそれがあることや、当時の事実関係を確認することが困難なため、入居者から既に保証人を届けていた旨の主張がなされた場合、請書の再提出を依頼することが難しい側面があると考えている。</p> <p>こうしたことから、保証人設定漏れの入居者に対して、滞納を訴因として明渡訴訟を行う場合には、その和解の条件の一つとして保証人を設定さ</p>

	<p>せるといった方向で検討がなされているが、多少の解消は期待できるものの、これだけでは対応として不十分であると考ええる。</p> <p>なお、指摘以降の入居者には、適切な保証人の設定がされている。</p>
<p>総合意見</p>	<p>【指摘】</p> <p>上述のように、平成 25 年 11 月 1 日現在、保証人の請書が無い世帯が 183 世帯存在しており、依然として保証人の設定が漏れた状態にある。</p> <p>住民の中には事情により保証人を立てることが困難な方もいるとは考えるが、このような場合は別途対応を検討することとし、少なくとも県側の事務手続きの不備による保証人の設定漏れは解消すべきである。</p> <p>早急に調査を実施し、適切な対応をとることが望まれる。</p> <p>【意見】</p> <p>毎年、入居者から収入申告書の提出があり、これに連帯保証人の有無を記載する欄を追加することで、保証人の設定漏れの状況を確認しているが、熊本県営住宅条例では、第 9 条の 4 に連帯保証人の変更として、以下のように定められている。</p> <div data-bbox="488 1014 1364 1352" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、知事の承認を受けて、連帯保証人を変更しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住所又は居所が不明になったとき。 (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。 (3) 失業その他の事情により保証能力を著しく減少させたとき。 (4) 死亡したとき。 </div> <p>上記のように、連帯保証人の状況に変更が発生した場合、速やかに報告することが求められるが、現状では積極的に情報を吸い上げる仕組みがとられていない。</p> <p>今後、収入申告書において、連帯保証人の有無だけではなく、少なくとも連帯保証人の氏名、住所又は居所も記載する欄を設けること等の対応が望まれる。</p>
	<p style="text-align: center;">問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>

年度及び番号	平成 22 年度 83 番
テーマ	商工観光労働部（商工振興関係）における委託料、補助金、貸付金等の財務に関する事務の執行について
制度名	水素燃料電池自動車研究開発対策事業
現在の所管課	商工観光労働部産業支援課
指摘件名	当該事業の運用上の問題点について
指摘内容	<p>当該事業の企画提案書においては、当該事業は調査事業と位置付けられており、出展だけでなく、メーカーからの聞き取り調査を行うことまで内容に織り込まれているが、業務委託契約書には調査に関する記載は入っていなかった。担当者に確認したが、調査業務自体は実施しているとのことで、契約方法について問題があると考ええる。</p> <p>また、調査の結果について提示を求めたが、記録は残していないとのことであった。調査結果の記録を残していないことから、調査自体の実施意義が不明である。</p>
措置日	平成 23 年 9 月
措置内容	<p>委託先とは調査業務を行うことで了解済であったが、契約書上盛り込むことに漏れがあった。調査結果は記録に残しておくべきだったが、メーカーからの聞き取り結果から、次世代自動車の普及見込や課題が把握され、「EV・PHV タウン構想」作成に反映し、経産省から選定を受けることが出来た。契約書の作成については今後十分注意したい。</p>
適時性	<p>単年度事業であったことから、当該事業に対する措置は取られていない。しかし、その後同様の契約が発生した場合には、契約内容の確認と、事業終了後のチェック体制を強化しているとのことから、適時に対応がとられているものと判断した。</p>
指摘の理解度	<p>契約書の内容のみを問題にしているわけではなく、調査事業を謳いながら、実質的には出展のための補助ではないのか、すなわち、企画提案の内容自体に疑念を持っているのが、指摘の趣旨である。</p> <p>企画提案書と契約書の内容に齟齬が存在し、その後調査結果も残されていないことについては、所管課内でのチェック体制が十分ではなかったことに原因があり、事業の必要性について問題はなかったと所管課は判断している。</p> <p>予算がついた経緯については不明であるが、県費を支出する以上は、その効果が得られるよう、適切な業務の執行が期待される。</p>
措置の妥当性	<p>当該事象が発生した原因としては、まず事業の計画段階においてどのような調査を実施し、どのような形式で報告をしてもらうかという、事前準備が不十分であった点が考えられる。また、通常は事業終了後に所管課内において、事業の完了について事後的なチェックを行っているとのこと</p>

	<p>あるが、これについてもチェックが不十分であったようである。</p> <p>いずれの原因についても、事前又は事後の検討が十分ではなかったことが問題であり、課内におけるチェック体制の見直しが必要であった。</p> <p>この点、所管課においてはチェックを強化するよう注意は喚起されているものの、担当班以外の職員によるチェックを導入する等の対応はなされておらず、措置としては不十分であったと判断する。</p>
総合意見	<p>【指摘】</p> <p>所管課の説明によれば、事業の必要性自体には問題はなく、計画段階における調査方法等の計画の甘さと、事後的なチェックの不十分さに原因があったものとのことである。</p> <p>この点、チェックリストの利用や、担当班以外の職員によるチェックといった、チェック体制自体の見直しは実施されていない。</p> <p>同課は事業件数も比較的多いことから、今後上記のようなチェック体制自体の見直しを実施する必要がある。</p> <p>また、決裁を経て承認された企画提案書と契約書との内容が一致していない契約は、正当な内部意思決定を経たものとみることができない。この事案の場合、聞き取り調査の内容は先端技術に関することであり、秘密保持に関して通常以上の機密保持を契約に盛り込まない限り、調査はできないと考えられ、この点に関して当初の企画に無理があったと考えるしかない。今後企画段階でより慎重に検討が行われることを期待する。</p>
	<p>問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>

年度及び番号	平成 23 年度 121 番
テーマ	公の施設における指定管理制度に関する事務執行及び施設の管理について
施設名	熊本北部流域下水道
現在の所管課	土木部下水環境課
指摘件名	管理業務の契約相手について（熊本北部流域下水道）
指摘内容	<p>過去において複数の事業者で会社を設立させ、その会社が窓口となって業務を受託していた経緯は理解できるものの、契約相手となっている業者に業務を遂行できるプロパー職員が十分存在せず、大半を出向者で賄っている状況は、指定管理者としての応募条件を充たしているといえるか疑問である。また、実態のない会社が契約相手となった場合、業務に問題を起こしても、会社名を変えてまた指定管理者に応募してくるといったリスクが存在する。今後実際に業務を実施している、熊本環境技研(有)の株主であ</p>

	る企業と直接契約を結ぶことを検討すべきである。
措置日	平成 25 年 3 月
措置内容	当該業者は、職員の大半が出向者となっているが、当該業者として業務を行っており、実態のない会社ではないと認識しており、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不的確であるとは言えないと考える。
適時性	包括外部監査結果報告書提出から現在に至るまで、特に改善に向けた取り組みはなされていない。
指摘の理解度	<p>指摘の内容は、契約相手先に実態がないことのみを問題としているのではなく、「実質的に株主である企業が業務を行っているのであれば、当該株主である企業と契約を結ばなければ、契約の透明性を確保するうえで問題がある」という趣旨である。</p> <p>したがって、「会社としての実態があるため契約の相手方として不適格であるとは言えない」との回答は、指摘内容を十分理解していないものと判断した。</p>
措置の妥当性	<p>措置内容として公表されているが、所管課の見解を公表したものであり、指摘事項に対する具体的措置は示されておらず、措置は妥当とはいえない。</p> <p>所管課が指摘事項に対して措置を講じなかった理由として、職員の大半を出向者が占めることのみをもって、契約の相手方として不適格であるとは認識しておらず、出向元との直接契約は必要ないと判断したことによる。</p> <p>しかし、共同企業体の構成員である熊本環境技研(有)の人員構成(正職員 1 名と出向者 17 名)、からして、大半の業務が出向者で実施されており、構成員の一団体として管理業務を実施する人的な能力を具備しているか疑問である。</p> <p>また、業務の大半を出向職員が実施し、その多額の人件費が出向元企業に支払われていることから、契約の相手先として熊本環境技研(有)が適切であったか疑問が残る。</p>
総合意見	<p>【指摘】</p> <p>包括外部監査における指摘事項に対する措置としては、所管課での見解を公表したのみであり、流域下水道の維持管理業務を実態としてどの企業が実施しているかの調査や、実態に即した契約内容の見直し等の措置がなされておらず、対応としては不十分であった。</p> <p>熊本北部流域下水道及び八代北部流域下水道(平成 23 年度 123 番)の指定管理者は、業務の大半を出向者により行っている実態からすれば、共同企業体の構成員としては出向元企業が適切であった。</p>

今後、早急に契約の相手方を、適切な相手方に変更すべきである。

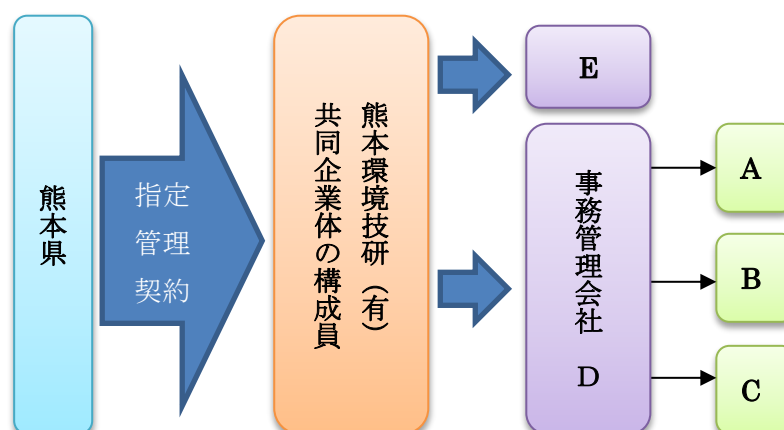
【指摘】

また、今回熊本北部流域下水道における、指定管理者の共同体の構成員である熊本環境技研（有）への出向者 18 名（平成 25 年 12 月時点）の業務内容を確認した。

出向元の企業は、熊本環境技研（有）の株主である企業 2 社（D、E、各 50%保有）であり、それぞれから 9 名ずつ出向している。さらに、D 社からの出向者 9 名は D 社の株主である企業 3 社（A、B、C）からの出向社員である。このため、出向元企業として、これら 3 社（A、B、C）及びもう 1 つの株主企業 E 社の 4 社と、熊本環境技研（有）との出向契約書等を入手し、検討した。

この結果、出向元企業のうち 3 社（A、B、C）の出向料に関する資金の流れについて、以下のような取引関係が存在した。

- ① 熊本環境技研（有）の株主企業 D 社は、出向元企業 3 社の間に、事務管理会社として間に入っていた。
- ② 熊本環境技研（有）から D 社に対して、出向社員契約に基づいて、出向者 1 名あたり 750 万円、総額で 6,750 万円の出向料を支払われている。
- ③ またこれとは別に、熊本環境技研（有）から D 社に対して運搬業務委託費 14,525 千円を支払っているが、これは D 社の所有する廃棄物運搬車両のリース料である。
- ④ D 社は出向元企業である A、B、C の 3 社に対して、1 名あたり 600 万円、総額で 5,400 万円の出向料を支払っている。



D 社の資料では、役員 3 名と出向者 9 名の人員構成となっており、プロパー社員は 1 名もおらず、また、役員 3 名（この役員 3 名は熊本環境技研（有）の役員でもある）への報酬が支払われている。さらに、D 社の登記

	<p>簿謄本では、役員 3 名には出向元企業 3 社の代表者がそれぞれ就任している。</p> <p>このような事実関係について所管課は十分把握できておらず、今回の追加調査により上記の複雑な取引関係が判明している。指摘を受けた後詳細な調査を実施しないままこのような状況を放置した点は問題であり、所管課としての管理責任を十分果たしていないものとする。</p> <p>今後実態把握に努めるとともに、指定管理契約について現状の運用で問題ないか見直しが必要である。</p>
	<p>問題なし 指摘事項あり 意見あり</p>